

【事例4】 脅迫



- ◆小学男子児童AがLINEのグループを立ち上げ、自分の意に沿わない発言に対して、「死ね」「殺すぞ」などの暴言を繰り返し投稿していた。



- ◆小学男子児童Bが、男子児童Cに対し、Cの持っているゲーム機を貸してほしいとLINEで連絡した。その際、「持ってこなかったら殺す」というような内容も、一緒に送った。



(未然防止)

自分の書き込みや行為が、相手にどのように伝わり、どのような感情を持たれるかを考えさせることが重要です。また、以下のように、「殺す」などの言葉を送るだけでも脅迫であり、さらに金品等を要求すると強要罪となります。脅迫やストーカー行為は明らかに犯罪であることも伝える必要があります。

- 「殺す」「刺す」「殴る」「何をするか分からない」などの言葉を送る。
これらの言葉や書き込みは、自分又は親族の生命、身体、自由、名誉、財産に対し害を加えるという意味になり、人を脅すこととなります。

⇒ 脅迫罪（刑法第222条）

〔2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金〕

- 「殺す」「殴る」などの言葉で脅して、金銭や物品を要求する。
このような行為は、脅迫することで人に義務のないことを行わせたり、人の権利行使を妨害したりすることにつながります。

⇒ 強要罪（刑法第223条）

〔3年以下の懲役〕

- 嫌がらせ電話をかける。
このような行為は、相手の人の精神を衰弱させることにつながります。

⇒ 傷害罪（刑法第204条）

〔15年以下の懲役、又は50万円以下の罰金〕

- 面会や交際を要求する。
- 電話やメッセージで「死ぬ」などの乱暴な言葉や卑わいな言葉を告げる。
恋愛感情が満たされなかったことにより、これらの行為を行った場合、ストーカー規制法に抵触します。

⇒ つきまとい等の禁止（ストーカー規制法第3条）

〔警告、6か月以下の懲役、又は50万円以下の罰金〕

※参考：警視庁ホームページ

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/stoka/stoka.htm>

このような脅迫メールを受け取った場合には、すぐに家族や学校に相談するよう、日頃から伝えておきましょう。証拠として問題のメールを残しておくことも大切です。

- ・ 保護機能を利用して受け取った脅迫メール等を保存する。
- ・ 画面をデジタルカメラで撮影し保存する。(p.68「6 トラブルへの対応」参照)
- ・ 保存した脅迫メール等を印刷する。